

妊婦のための支援給付事業実施要綱

制定 令和7年4月1日区長決定

要綱第160号

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第10条の2に基づき、品川区内（以下「区内」という。）の全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう経済的な支援を図ることを目的に実施する「妊婦のための支援給付実施事業」（以下「本事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、使用する用語の意義は、法において使用する用語の例によるものとする。

(給付金の名称)

第3条 この要綱において、妊婦のための支援給付に係る給付金の名称は、妊婦支援給付金とする。

(支給対象者)

第4条 妊婦支援給付金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、妊婦支援給付金の申請時点において区内に住所を有する者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、出産・子育て応援給付金（品川区出産・子育て応援事業（伴走型相談支援および出産・子育て応援給付金の一体的実施事業）実施要綱（令和5年品川区要綱第93号）第2条第2号に規定する給付金をいう。）または他の区市町村において出産・子育て応援給付金もしくは妊婦支援給付金と同種の給付金を受けている者は除く。

(1) 令和7年4月1日（以下「基準日」という。）以降に妊娠の届出をし、および妊婦のための支援給付を受ける資格を有することについての認定を申請し、区長の認定を受けた妊婦（以下「妊婦給付認定者」という。）（産科医療機関等を受診し、胎児の心拍を確認した者に限る。）

(2) 基準日時点において妊婦であった者で、基準日前に妊娠の届出をした妊婦（産科医療機関等を受診し、胎児の心拍を確認した者に限る。）

(3) 妊婦支援給付認定者で、出産予定日の8週間前の日（出産予定日の8週間前の日以前に死産し、または流産した場合はその日。以下同じ。）以降に、胎児の数を届け出た者

2 前項の規定にかかわらず、流産、死産または人工妊娠中絶（以下「流産等」という。）により出産に至らなかった場合において、区長が妊娠の事実を確認したときは支給対象者とする。

(給付金の額)

第5条 区長は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める額を支給するものとする。

(1) 妊婦給付認定者 5万円

(2) 妊婦給付認定者であって、次条第2項の規定による届出をしたもの 胎児の人数に5万円を乗じて得た額

(申請等)

第6条 前条第1号に規定する妊婦支援給付金の支給を受けようとする者は、産科医療機関等で胎児の心拍を確認した日から2年を経過した日の前日までに、妊娠届出書（第1号様式）および妊婦給付認定申請書（第2号様式）を区長に提出するものとする。

2 前条第2号に規定する妊婦支援給付金の支給を受けようとする者は、出産予定日の8週間前の日から2年を経過した日の前日までに胎児の数の届出書（第3号様式）により、

区長に届け出るものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、流産等により妊娠継続ができなかった場合には、産科医療機関等でその確認をした日から2年を経過した日の前日までに、胎児の数および流産等となった日が記載された産科医療機関等において発行された診断書その他の流産等の事実を証明することのできる書類を添付して申請等をするものとする。

4 第1項の申請書および第2項の届出は、当該申請書および当該届出に代えて、w e b サイトを用いたオンライン方式による申請および届出をすることができる。

(支給の決定等)

第7条 区長は、前条の規定により提出された申請書および届出を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査等を行い、妊婦給付認定を行うものとする。

2 区長は、前項の認定を決定したときは妊婦給付認定通知書兼妊婦支援給付金支給決定通知書(第4号様式)または妊婦支援給付金支給決定通知書(第5号様式)により、認定をしないことを決定したときは妊婦給付認定申請却下通知書(第6号様式)により郵送またはメール等により当該申請をした者に通知するものとする。

3 区長は、前項の規定により妊婦支援給付金を支給することを決定したときは、速やかにこれを支給するものとする。

(妊婦給付認定の取消し)

第8条 区長は、妊婦給付認定を受けた者が区の区域外の区市町村に住所地を有するに至ったと認めるときは、当該妊婦給付認定を取り消すものとする。

(不正利得の徴収)

第9条 区長は、偽りその他不正の行為により給付金の支給を受けた者があると認めたときは、支給した妊婦支援給付金の額に相当する金額の全部または一部を当該者から徴収するものとする。

(受給権の譲渡または担保の禁止)

第10条 給付金の給付を受ける権利は、譲り渡し、または担保に供してはならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、健康推進部長が定める。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。

妊 娠 届 出 書

Notice of pregnancy
(品川区に住民登録されている方が対象です)

太枠内をすべてご記入下さい

手帳交付番号

フリガナ				生年月日 Date of birth	年 y/	月 m/	日生 d/	歳) Age	
妊婦氏名 Name of pregnant woman				個人番号 Individual number	【事務処理欄】 通・個・住民票・不・拒				
電話番号 Phone number	妊婦携帯 自宅・携帯電話・その他()			職業 Occupation					
住所 Present address	品川区 shinagawaku								
妊娠週数 Week of pregnancy	満 ()	週 week か月) month	出産予定日 Date of birth	年 y/	月 m/	日 d/	心拍確認 Fetal heartbeat	有・無 yes no	
							胎児数 Number of fetuses	単胎・多胎() single multiple births	
妊娠の診断を受けた 医療機関について Diagnosis of hospital	医療機関名 Name of medical institution								
※医療機関に問い合わせ ることがあります。 「医療機関名」「所在地」は 正確にご記載ください。 We may contact the medical institution. Please provide the name and address of the medical institution accurately.	所在地 Address								
	医師氏名 Name of the doctor								
今回の妊娠で性病に関する健康診査(血液検査)を受けましたか Have you had a medical checkup (blood test) for venereal disease?	受けた・受けてない・わからない yes no I don't know								
過去1年以内に結核(胸部X線)に関する健康診査を受けましたか Have you had a medical checkup for tuberculosis (chest x-ray) within the past year?	受けた・受けてない・わからない yes no I don't know								
下記に同意し、妊婦給付認定申請をしますか Do you consent to the following and apply for pregnancy benefits certification? ※妊娠中・出産後の支援のため、品川区・相談支援関係機関・医療機関等が把握した情報について、必要に応じて相互に確認・共有することがあります。 To provide support during pregnancy and after childbirth, information collected by Shinagawa City, consultation and support organizations, medical institutions, etc. may be mutually confirmed and shared as necessary. ※妊婦支援給付金申請は別途必要です。詳細については別紙案内をご覧ください。 A separate application for pregnancy support benefits is required. Please see the attached document for details.						する yes			しない no
上記のとおり届出します。 I hereby notify as above.									
年 y/									
月 m/									
日 d/									
届出者氏名 Applicant									
(妊婦との続柄 relationship)									
品川区長 あて To mayor of shinagawa city									
事務処理欄									
本人確認書類(1点): 個・免・パ・住・障・在 (2点): 保・年・郵・その他()									
外国語/日本語併記(追加配布): 英語・ハングル・中国・タイ・タガログ・ポルトガル・インドネシア・スペイン・ベトナム・ネパール									
多胎児: ☐ 親子健康手帳枝番交付 ☐ 新生児聴覚検査受診票追加									
交付場所	品1・崎1・井1・荏1・荏4・八潮・品保・大保・荏保・健康						担当		

妊婦給付認定申請書

品川区長 あて

妊婦給付認定の資格を有するため妊婦給付認定の申請をします。

1. 申請者の情報

										申請日 年 月 日				
ふりがな											年齢		職業	
妊婦氏名														
個人番号											電話番号			
現住所	〒													
居住地	(現住所と異なる場合のみ記載)													
妊娠届出日	年 月 日										妊娠月数	ヵ月		
妊娠届出日 時点の住所地	(現住所と異なる場合のみ記載)													

2. 妊娠に関して診療を受けている医療機関の情報

医療機関の名称	
住所	
電話番号	
診断した医師の氏名	

裏面あり

3. 妊婦支援給付金の支給

妊婦支援給付金(妊娠時)の支給(5万円)を

☐ 希望します。



☐ 他の市町村で、妊娠時の支給（5万円）を受けていません。

※ 妊婦支援給付金の支給状況などについて、他の市町村に確認することがあります。

☐ 既に他市町村で妊娠時の支給(5万円)の支給を受けています。

(支給市町村:)

☐ 希望しません。

4. 振込先口座(※口座名義人は妊婦のみ)

金融機関名		本・支店名		金融機関コード				支店コード		
銀行・信用金庫 信用組合・農協・漁協		本・支店 本・支所 出張所								
口座種別	口座番号(右詰で記入)							口座名義(カタカナ)		
1 普通・2 当座										

5. その他

子ども・子育て支援法の規定に基づき、妊婦給付認定後に品川区外に転出した場合には品川区の妊婦支援給付認定は取り消されます。転出後に妊婦支援給付金の支給を受ける場合には、転入先市町村で再度認定を受けていただく必要があります。

妊娠中の身体的、精神的及び経済的な負担の軽減のための総合的な支援に必要な場合には、市町村、医療機関、相談支援関係機関等が把握した情報（妊娠状況や妊婦健康診査受診状況、妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）等で活用するアンケート結果等）について、必要に応じて相互に確認・共有することに同意します。

署 名

署名日 年 月 日

胎児の数の届出書

品川区長 あて

1. 届出者の情報

		届出日		年	月	日
ふりがな		生年	年 月 日			
産 婦 氏 名		月日				
個 人 番 号		電話番号				
住 所 地	〒					

2. 胎児の数: _____人

3. 妊娠に関して胎児の数の確認を受けた医療機関の情報

医 療 機 関 の 名 称	
住 所	
電 話 番 号	

4. 妊婦支援給付金の支給

妊婦支援給付金(出産後)の支給(胎児の数×5万円)を

☐ 希望します。



☐ 他の市町村で、出産後の支給（胎児の数×5万円）を受けていません。

※ 妊婦支援給付金の支給状況などについて、他の市町村に確認することがあります。

☐ 希望しません。

5. 振込先口座(※口座名義人は産婦のみ)

金融機関名		本・支店名		金融機関コード				支店コード		
銀行・信用金庫 信用組合・農協・漁協		本・支店 本・支所 出張所								
口座種別	口座番号(右詰で記入)				口座名義(カタカナ)					
1 普通 ・ 2 当座										

第 年 月 日 号

様

品川区長

印

妊婦給付認定通知書兼妊婦支援給付金支給決定通知書

下記日付で申請のあった妊婦給付認定の申請について、認定しましたので通知します。また、妊婦支援給付金（妊娠時・出産後）について次のとおり支払いますので通知します。

子ども・子育て支援法第10条の10の規定に基づき、妊婦給付認定後に品川区外に転出した場合には、転出日をもって品川区の妊婦支援給付認定は取消されます（本認定通知日前に転出した場合は、本認定通知日をもって取り消されます。）。

また、取消しにより品川区から支給を受けていない妊婦支援給付金がある場合には、転入先市町村で再度認定を受けていただく必要があります。

記

- | | | | |
|-----------|---|---|---|
| 1. 申請日 | 年 | 月 | 日 |
| 2. 支払い予定日 | 年 | 月 | 日 |
| 3. 支払い金額 | | | 円 |

妊婦支援給付金は、偽りその他不正の行為により受けたときは、支給した妊婦支援給付金の額に相当する金額の全部または一部を徴収します。また、妊婦支援給付金を受ける権利は、譲り渡し、担保に供することはできません。

上記の取消の処分があった場合に、この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、品川区長に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、品川区を被告として（訴訟において品川区を代表する者は品川区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 年 月 日
号 日

様

品川区長

国

妊婦支援給付金支給決定通知書

妊婦支援給付金（出産後）について次のとおり支払いますので通知します。

記

- | | | | |
|-----------|---|---|---|
| 1. 申 請 日 | 年 | 月 | 日 |
| 2. 支払い予定日 | 年 | 月 | 日 |
| 3. 支払い金額 | | | 円 |

妊婦支援給付金は、偽りその他不正の行為により受けたときは、支給した妊婦支援給付金の額に相当する金額の全部又は一部を徴収します。また、妊婦支援給付金を受ける権利は、譲り渡し、担保に供することはできません。

上記の取消の処分があった場合に、この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、品川区長に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、品川区を被告として（訴訟において品川区を代表する者は品川区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 年 月 日
号 日

様

品川区長

印

妊婦給付認定申請却下通知書

年 月 日付けで申請のありました妊婦給付認定の申請については、次の理由で申請を却下しましたので通知します。

記

却下した理由

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、品川区長に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、品川区を被告として（訴訟において品川区を代表する者は品川区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。